

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
1. 予 算 案	7	
2. 条 例 案	9	
制 定	1	
一部改正	8	
廃 止	—	
3. そ の 他	15	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的かつ総合的な計画の変更 1</li> <li>・ 契約の締結 7</li> <li>・ 契約の変更 5</li> <li>・ 損害賠償の額の決定及び和解 1</li> <li>・ 専決処分の承認 1</li> </ul>
計	31	
諮 問	1	
報 告	15	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰越計算書 11</li> <li>・ 専決処分の報告 1</li> <li>・ 出資法人経営状況 1</li> <li>・ 健全化判断比率 1</li> <li>・ 資金不足比率 1</li> </ul>
決算認定について	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計及び23特別会計</li> </ul>

※諮問については、地方自治法第206条第3項の規定により、議会は諮問があった日から20日以内に意見を述べなければならないこととされています。

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（予算案）

議案番号	案 件 名						
<p>議案第1号</p>	<p>令和7年度千葉県一般会計補正予算（第3号）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="470 383 1187 488"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,187,797</td> <td style="text-align: center;">7,893</td> <td style="text-align: center;">2,195,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>[内容] 総合計画（案）の推進に係るもの</p>	現計予算額	補正額	補正後	2,187,797	7,893	2,195,690
現計予算額	補正額	補正後					
2,187,797	7,893	2,195,690					
<p>議案第2号</p>	<p>令和7年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算（第2号）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="470 943 1187 1048"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">61,373</td> <td style="text-align: center;">4,200</td> <td style="text-align: center;">65,573</td> </tr> </tbody> </table> <p>[内容] 地方財政法に基づく積立に係るもの</p>	現計予算額	補正額	補正後	61,373	4,200	65,573
現計予算額	補正額	補正後					
61,373	4,200	65,573					
<p>議案第3号</p>	<p>令和7年度千葉県特別会計港湾整備事業補正予算（第2号）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="470 1507 1187 1612"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,810</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">2,880</td> </tr> </tbody> </table> <p>[内容] 事故により利用を停止している設備の補修を行うもの</p>	現計予算額	補正額	補正後	2,810	70	2,880
現計予算額	補正額	補正後					
2,810	70	2,880					

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表 (予算案)

議案番号	案 件 名			
<p>議案第4号</p> <p>議案第5号</p> <p>議案第6号</p> <p>議案第7号</p>	令和7年度千葉県特別会計上水道事業会計補正予算 (第1号)			
	(単位:百万円)			
		現計予算額	補正額	補正後
	収益的支出	81,919	21	81,940
	資本的支出	73,262	291	73,553
	<p>[内容]</p> <p>人件費の補正のほか、企業局新庁舎整備事業について、事業費を補正するもの</p>			
	令和7年度千葉県特別会計工業用水道事業会計補正予算 (第1号)			
	(単位:百万円)			
		現計予算額	補正額	補正後
	収益的支出	13,544	▲13	13,531
	資本的支出	14,842	76	14,918
	<p>[内容]</p> <p>人件費の補正のほか、企業局新庁舎整備事業について、事業費を補正するもの</p>			
令和7年度千葉県特別会計病院事業会計補正予算 (第2号)				
(単位:百万円)				
	現計予算額	補正額	補正後	
資本的支出	11,336	▲91	11,245	
<p>[内容]</p> <p>がんセンター駐車場整備等に必要予算について、今年度の事業費の減額のほか、債務負担行為を設定するもの</p>				
令和7年度千葉県特別会計造成土地管理事業会計補正予算 (第1号)				
(単位:百万円)				
	現計予算額	補正額	補正後	
収益的支出	11,843	53	11,896	
資本的支出	6,314	157	6,471	
<p>[内容]</p> <p>人件費の補正のほか、企業局新庁舎整備事業について、事業費を補正するもの</p>				
<p><b>【担当課】</b>                  総務部財政課                  043 (223) 2076</p>				

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名									
議案第8号	<p>千葉県水道用水供給条例の制定について</p> <p>水道用水供給事業に係る経営基盤を強化することにより、老朽化した施設の更新や技術職員の確保などの課題に適切に対応し、将来にわたって地域への安定給水を維持するため、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業を統合し、統合後の水道用水供給事業を県企業局で経営するにあたり、必要な事項を定める条例を制定するもの</p> <p>《規定内容》                  県企業局が設置する水道用水供給事業に係る水道用水の供給に関し、料金等の必要な事項を定めるもの。</p> <p>料金単価</p> <table border="1" data-bbox="467 775 1410 893"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本料金</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九十九里地域</td> <td>基本水量1 m<sup>3</sup>につき 72円</td> <td>使用水量1 m<sup>3</sup>につき 24円</td> </tr> <tr> <td>南房総地域</td> <td>基本水量1 m<sup>3</sup>につき 140円</td> <td>使用水量1 m<sup>3</sup>につき 40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行期日》                  令和8年4月1日</p> <div data-bbox="1074 1037 1453 1173" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p><b>【担当課】</b>                      企業局管理部総務企画課                      043 (211) 8363</p> </div>		基本料金	使用料金	九十九里地域	基本水量1 m <sup>3</sup> につき 72円	使用水量1 m <sup>3</sup> につき 24円	南房総地域	基本水量1 m <sup>3</sup> につき 140円	使用水量1 m <sup>3</sup> につき 40円
	基本料金	使用料金								
九十九里地域	基本水量1 m <sup>3</sup> につき 72円	使用水量1 m <sup>3</sup> につき 24円								
南房総地域	基本水量1 m <sup>3</sup> につき 140円	使用水量1 m <sup>3</sup> につき 40円								

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名																										
議案第9号	<p>職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>経済社会情勢の変化への対応等を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和7年4月1日施行）等が行われたことを踏まえ、国家公務員に準じて、本県の旅費制度を同様の取扱いとするほか、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 旅費種目の新設</p> <table border="1" data-bbox="419 624 1465 898"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括宿泊費</td> <td>移動と宿泊が一体となったパック旅行に要する費用</td> </tr> <tr> <td>宿泊手当</td> <td>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用</td> </tr> <tr> <td>その他の交通費</td> <td>鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用（レンタカーの賃借料等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 支給要件等の変更</p> <table border="1" data-bbox="419 965 1465 1581"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道賃</td> <td>急行料金について、距離制限(片道 50km 以上)を設けて支給</td> <td>急行料金について、距離制限を廃止</td> </tr> <tr> <td>宿泊費 (現行) 宿泊料</td> <td>定額を支給</td> <td>宿泊費基準額を上限に実費を支給</td> </tr> <tr> <td>転居費 (現行) 移転料</td> <td>定額を支給</td> <td>実費を支給</td> </tr> <tr> <td>家族移転費 (現行) 扶養親族移転料</td> <td>扶養親族の移転について支給</td> <td>扶養要件を廃止し、同居家族の移転を対象として支給</td> </tr> <tr> <td>旅行雑費</td> <td>定額を支給</td> <td>電話等の通信連絡費を負担した場合に限り支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特別職の旅費及び費用弁償の種目について、一般職と同様に国に準じた改正を行う。</p> <p>4. その他所要の規定整備を行う。</p> <p>《施行期日》 令和8年1月1日</p> <div data-bbox="1150 1872 1450 2009" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>【担当課】</b> 総務部人事課 043 (223) 3581</p> </div>	種目	内容	包括宿泊費	移動と宿泊が一体となったパック旅行に要する費用	宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用	その他の交通費	鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用（レンタカーの賃借料等）	種目	現行	改正後	鉄道賃	急行料金について、距離制限(片道 50km 以上)を設けて支給	急行料金について、距離制限を廃止	宿泊費 (現行) 宿泊料	定額を支給	宿泊費基準額を上限に実費を支給	転居費 (現行) 移転料	定額を支給	実費を支給	家族移転費 (現行) 扶養親族移転料	扶養親族の移転について支給	扶養要件を廃止し、同居家族の移転を対象として支給	旅行雑費	定額を支給	電話等の通信連絡費を負担した場合に限り支給
種目	内容																										
包括宿泊費	移動と宿泊が一体となったパック旅行に要する費用																										
宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用																										
その他の交通費	鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用（レンタカーの賃借料等）																										
種目	現行	改正後																									
鉄道賃	急行料金について、距離制限(片道 50km 以上)を設けて支給	急行料金について、距離制限を廃止																									
宿泊費 (現行) 宿泊料	定額を支給	宿泊費基準額を上限に実費を支給																									
転居費 (現行) 移転料	定額を支給	実費を支給																									
家族移転費 (現行) 扶養親族移転料	扶養親族の移転について支給	扶養要件を廃止し、同居家族の移転を対象として支給																									
旅行雑費	定額を支給	電話等の通信連絡費を負担した場合に限り支給																									

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第10号	<p>法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>都市基盤・防災及び福祉・医療施設の整備等の一層の推進に要する費用に充てるため、法人県民税（法人税割）の超過課税の適用期限を延長しようとするもの</p> <p>《改正内容》            法人県民税（法人税割）の超過課税の適用期限の延長            （現 行）令和7年10月31日までに終了する各事業年度分            ↓            （改正後）令和12年10月31日までに終了する各事業年度分</p> <p>※ 税率（変更なし）            100分の1.8            （標準税率 100分の1 → 超過課税税率 100分の1.8）</p> <p>※ 対象（変更なし）            資本金の額が1億円を超える法人、法人税額が年1千万円を超える法人等            （中小法人に対する軽減措置（税率100分の1）は継続する。）</p> <p>《施行期日》            公布の日</p> <div data-bbox="1129 1039 1430 1173" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p><b>【担当課】</b>              総務部税務課              043 (223) 2128</p> </div>

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第11号	<p>使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和7年10月1日施行）に伴い、国家戦略特別区域限定保育士（※）に関する規定が「国家戦略特別区域法」から「児童福祉法等の一部を改正する法律」に移行されたことから、条例で引用する法律の名称等を変更するもの</p> <p>※国家戦略特別区域限定保育士                  地域における保育人材確保のため、平成27年度に「国家戦略特別区域法」により創設された制度（特区区域内でのみ保育士として働くことができるもの）</p> <p>⇒<u>条例内容の変更はなし</u></p> <p>《施行期日》                  公布の日</p> <div data-bbox="1054 831 1433 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>【担当課】                      健康福祉部子育て支援課                      043（223）2589</p> </div>

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名
議案第12号	<p>千葉県防災基本条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>災害対策基本法の一部改正（令和7年6月4日等施行）に伴い、引用条文に変更が生じたことから、所要の規定整備を行うもの</p> <p><u>⇒条例内容の変更はなし</u></p> <p>〈施行期日〉 公布の日</p> <div data-bbox="968 544 1428 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【担当課】</b> 防災危機管理部危機管理政策課 043 (223) 3409</p> </div>

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第13号	<p>認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年6月19日公布）により、栄養士法が一部改正（令和7年4月1日施行）され、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士国家試験を受験し、合格した場合に管理栄養士となることが可能となったことから、認定こども園等における職員の配置基準等について、省令等に準じて所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》 「栄養士」の配置等を求めている規定について「管理栄養士」を追加する。</p> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div data-bbox="1050 824 1465 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【担当課】</b> 健康福祉部健康福祉指導課 043（223）2390 健康福祉部児童家庭課 043（223）2325 健康福祉部子育て支援課 043（223）2355 健康福祉部高齢者福祉課 043（223）2327 健康福祉部障害福祉事業課 043（223）3980</p> </div>

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第14号	<p>千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>医師修学資金貸付金について、国が医師養成数の考え方を令和8年度も維持することとしたため、条例の失効日を令和9年3月31日まで延長するもの</p> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div data-bbox="1102 600 1453 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto;"> <p><b>【担当課】</b> 健康福祉部医療整備課 043 (223) 3881</p> </div>

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第15号	<p>水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>排水基準を定める省令（※）の一部を改正する省令の一部改正（令和7年7月1日施行）により、ふっ素及びその化合物の暫定排水基準等が変更されたため、当該基準を引用している規定について所要の改正を行うもの</p> <p>※排水基準を定める省令 水質汚濁防止法に基づき、河川等に排出する水に含まれる汚濁物質の量について、食料品製造業、下水道業など業種ごとに許容限度を設定。</p> <p>《改正内容》 省令におけるほうろう鉄器製造業に係るふっ素及びその化合物の許容限度について、一リットルにつき「12 ミリグラム」から「10 ミリグラム」に改正されたことから、条例で引用していた改正前の「12 ミリグラム」の記載を削除する。</p> <p>〔 省令の改正内容については、既に条例において、より厳しい許容限度である「10 ミリグラム」を設定していたため、規制内容に変更はない。 〕</p> <p>《施行期日》 公布の日</p> <div data-bbox="1098 1025 1457 1160" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p><b>【担当課】</b> 環境生活部水質保全課 043 (223) 3818</p> </div>

令和7年9月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第16号	<p>千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例及び                      県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める                      条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業を統合し、統合後の水道用水                      供給事業を県企業局で経営するにあたり、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道用水供給事業を設置するとともに、条例名の「千葉県水道事業、工業用                          水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等                          及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」に、「県営水道事業の布設工事                          並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例」を「県営水道                          事業及び県営水道用水供給事業の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道                          技術管理者の資格を定める条例」に変更する。</li> <li>2. 水道法の規定に基づき、技術上の監督業務を要する水道の布設工事の範囲、                          布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定めている「県営水道事業                          の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例」の                          対象に水道用水供給事業を追加する。</li> <li>3. その他所要の規定整備を行う。</li> </ol> <p>《施行期日》                      令和8年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p><b>【担当課】</b>                          企業局管理部総務企画課                          043 (211) 8363</p> </div>